

## 文部科学省が実施した政策評価についての個別審査結果

### 1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

「文部科学省事業評価書―平成 22 年度新規・拡充事業―」（平成 21 年 11 月 30 日付け 21 文科政第 29 号による送付分）における事業評価方式による 16 件（注）の政策評価（事前）

（注）送付を受けた 33 件の政策評価のうち、研究開発を対象とした政策評価（17 件）を除いた 16 件の政策評価。また、研究開発を対象とした政策評価については、別途整理する予定である。

### 2 審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎として、的確な政策の採択や実施の可否の検討に有用な情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針 I-4-ア）。事前評価については、個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助並びに規制に関して、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 9 条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

#### （政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第 3 条第 1 項）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が得られたとす

るのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

○ 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

#### (事前評価の結果の妥当性の検証について)

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針Ⅰ－４－ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。
- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

### 3 審査の結果

「文部科学省事業評価書―平成22年度新規・拡充事業―」における事業評価方式による16件の政策評価（事前）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

整理番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
1	専修学校教育創造開発プラン（新規）	<p>△ 専修学校の振興のため、①その教育の高度化を推進する観点から先進的な教育プログラムの開発を行うとともに、②産業界の要請に応じた教育内容の更新・充実や教員の資質向上を不断に進めていくために、研究・研修、評価・改善、企業との連携等の活動を組織的に推進するモデル的な取組を委託し、その成果の普及を図る。</p> <p>【指標】 人材ニーズに対応した教育プログラムの開発数の増加及び体制整備に資する連携体制構築数の増加</p> <p>【目標】 多様な学習ニーズに対応した教育プログラムの開発により、若者の社会・職業への円滑な移行がなされ、早期離職者やニート・フリーター問題等が改善したり、地域や企業ニーズに応える人材が養成されたり、中退・不登校者等の社会参加に向けた学習機会が提供されたりすること。また、専修学校間の連携や、評価・改善の取組が推進することで、教員の資質向上や産業界の人材ニーズ等を的確に捉える仕組み作りがなされること。これらの取組により、専修学校全体の振興が図られること。</p>	<p>△ 基本計画において事業達成年度到来時に必要に応じ事業評価を実施する旨規定（事業達成年度：平成23年度）</p>	<p>○ ・人材ニーズに対応した教育プログラムの開発数 ・体制整備に資する連携体制構築数</p>
2	地域におけるキャリア教育・職業教育推進事業（新規）	<p>△ 地域の人材ニーズに即した人材育成を学校や関係機関等の密接な連携の下で計画的・総合的に行っていくための仕組みを構築するとともに、その過程で生じる課題や対応策等を、関係施策の改善や、関係府省や産業界等との間の連携の強化などに反映させることを通して、地域におけるキャリア教育・職業教育の総合的な推進方策の検討と実現を図る。</p> <p>【指標】 ○キャリア教育・職業教育推進協議会が策定した「キャリア教育・職業教育推進プラン」の進捗状況 ○キャリア教育・職業教育推進チームの利用・活用状況</p> <p>【目標】 地域におけるキャリア教育・職業教育の総合的な推進に関する取組を計画・実施し、モデル事例を全国に普及することにより、地域の人材ニーズに即した人材育成を学校や関係機関等の密接な連携の下で計画的・総合的に行っていくための仕組みを構築することを目標とする。</p>	<p>△ 基本計画において事業達成年度到来時に必要に応じ事業評価を実施する旨規定（事業達成年度：平成24年度）</p>	<p>○ 【効果の把握手法】 事業終了後、委託先から提出される事業報告書から把握する。</p>

整理番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
3	地域協働による家庭教育支援活性化促進事業(新規)	<p>△ 地域の様々な人々の関わりにより、地域で支え合う家庭教育支援の推進を図るため、国と地域との役割分担を明確にし、以下の考え方により家庭教育支援施策の展開を図ることを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国として、地域協働による支援の効果的手法の開発や困難な課題に関する調査研究を行い、成果の検証を行う。</li> <li>・国として、先進的な地域の取組事例や企業等の優良事例等を情報発信し、地域における取組の活性化・充実を図る。</li> <li>・各地方自治体等の主体的な取組に対し、補助事業により一定の財政支援を行い、取組の促進を図る。</li> </ul> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 困難を抱える家庭への家庭教育支援のあり方に関するガイドライン作成の進捗状況</li> <li>○ 親の状況や子の発達段階に応じて必要な関係機関と連携した支援手法の開発を行った地域数</li> <li>○ (地域の実情を踏まえた取組の多様性を確保しつつ) 手法開発の成果をモデルとした家庭教育支援の取組を実施する地域数</li> <li>○ 関連領域、関連機関からの家庭教育支援研究協議会への参画状況</li> </ul> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 困難を抱える家庭への支援のあり方について、実態調査を踏まえたガイドラインの骨子案をまとめる。</li> <li>○ 委託先の各地域で、親の状況や子の発達段階に応じて必要な関係機関と連携した効果的な支援手法を開発し、その有効性について検証がなされる。</li> <li>○ (地域の実情を踏まえた取組の多様性を確保しつつ) 平成21年度の委託をモデルとした家庭教育支援チーム設置地域数(平成21年度の委託によるモデル事業実施地域数以上)</li> <li>○ ・関連領域として、学校教育担当、福祉担当、街づくり担当等からの参画</li> <li>・関連機関として、学校、保健・福祉機関、NPO、各種団体、企業等からの参画</li> </ul>	<p>△ 基本計画において事業達成年度到来時に必要に応じ事業評価を実施する旨規定(事業達成年度:平成22年度)</p>	<p>○ 【効果の把握手法】</p> <p>本事業の効果は、国レベルの検証委員会において、開発した手法の有効性の検証を行うとともに、各道府県・政令指定都市教育委員会に対し、これまでの平成20年度地域における家庭教育支援基盤形成事業並びに平成21年度からの訪問型家庭教育相談体制充実事業をモデルとし、地域の様々な人材がチームを編成するなど連携して家庭教育支援を行う取組の実施状況等を調査し、効果や課題等を検証する。</p> <p>また、全国2箇所で開催する家庭教育支援研究協議会への関連領域や関連機関からの参画状況、連携状況等を調査し、効果や課題等を検証する。</p>

整理 番号	政 策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
4	学校ICT活用 推進事業 (拡充)	<p>○ 学校における教育の情報化の推進を図ることを目的としている。</p> <p>【指標】 学校のICT環境整備の実態、教員のICT指導力の実態</p> <p>【目標】 児童生徒3.6人に1台のコンピュータ整備 普通教室の校内LAN整備率概ね100% 超高速インターネット接続率概ね100% 教員の校務用コンピュータ整備率100% 概ねすべての教員がICTを使って教科指導ができる。</p>	<p>△ 基本計画において事業達成年度到来時に必要に応じ事業評価を実施する旨規定(事業達成年度:平成22年度)</p>	<p>○ 【効果の把握手法】 左記目標等に対し、毎年、悉皆調査を実施し事業の効果の把握を図る。</p>
5	退職教員等 人材活用事 業(拡充)	<p>○ 退職教員や経験豊かな社会人等の人材を活用することにより、教員が子ども一人一人に向き合う環境をつくるとともに、新学習指導要領の先行実施における理数教科の授業時数の増等に対応する。</p> <p>【指標】 非常勤講師等配置数</p> <p>【目標】 平成22年度において、全国に19,500人(週12時間換算)の非常勤講師等を配置し、教員が子ども一人一人に向き合う環境づくりや新学習指導要領の円滑な実施のための指導体制の整備を図る。 (平成21年8月末現在で58県市で本事業が実施され、約14,000人(週12時間換算)の非常勤講師等が配置されている。)</p>	<p>△ 基本計画において事業達成年度到来時に必要に応じ事業評価を実施する旨規定(事業達成年度:平成22年度)</p>	<p>○ 【効果の把握手法】 事業実績報告書の提出によって、非常勤講師等の配置状況を把握する。</p>

整理番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
6	キャリア教育総合推進プラン（新規）	<p>△ 高等学校のキャリア教育を総合的に推進するため、高校におけるキャリア教育の充実に向けた地域等との調整役を担う外部人材を都道府県の教育センター等に配置し、各学校に対する支援体制の在り方について調査研究を行う。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○研究協力校における外部人材の活用実績（活用した外部人材の人数、活用した回数）</li> <li>○研究協力校における「産業社会と人間」に準ずる内容の実施</li> <li>○モデル地域それぞれにおけるキャリア教育地域モデルの実施にあたっての進捗状況</li> </ul> <p>【目標】（年度目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○研究協力校において外部人材を効果的に活用する。</li> <li>○研究協力校において「産業社会と人間」に準ずる内容を研究・実施する。</li> <li>○モデル地域が、それぞれのキャリア教育地域モデルを計画・実施する。また、ワークショップを開催する。</li> </ul> <p>（達成年度までの目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○委嘱先の各都道府県教育委員会が、キャリア教育推進のための外部人材活用の体制を構築する。</li> <li>○委嘱先の研究協力校が、キャリア教育の中核となる内容を適切に実施する。</li> <li>○モデル地域が、自らの地域モデルを提示する。</li> </ul>	<p>△ 基本計画において事業達成年度到来時に必要に応じ事業評価を実施する旨規定（事業達成年度：平成25年度）</p>	<p>○ 【効果の把握手法】事業実績報告書の提出により把握する。</p>
7	公立学校施設の耐震化等の推進（拡充）	<p>△ 国が果たすべき責務である義務教育をはじめとする教育の機会均等と水準の維持向上を図る観点から、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」等に基づき、耐震化等の公立学校施設整備に要する経費の一部を国が補助することにより、学校教育の円滑な実施を確保する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公立小中学校等施設の耐震化率</li> </ul> <p>【目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○Is値0.3以上の施設の耐震化を本格的に推進し、公立小中学校、幼稚園、特別支援学校、高等学校の耐震化率を向上させる。</li> </ul>	<p>△ 基本計画において事業達成年度到来時に必要に応じ事業評価を実施する旨規定（事業達成年度：平成24年度）</p>	<p>○ ・公立小中学校等施設の耐震化率</p>

整理番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
8	高校奨学金事業等の充実・改善（新規）	<p>○ 高等学校等就学支援金の支給とともに高校の実質無償化を図るため、従来の奨学金に加えて、入学時に必要な経費などについて、低所得世帯の生徒を対象とする修学支援策（給付型奨学金等）を行うために要する資金を各都道府県に対し、交付することで経済的理由による教育格差の拡大を阻止しようとするものである。</p> <p>【指標】 ○交付申請のあった件数に対し、交付決定した件数の割合</p> <p>【目標】 ○交付決定の割合を100%</p>	<p>△ 基本計画において事業達成年度到来時に必要に応じ事業評価を実施する旨規定（事業達成年度：平成23年度）</p>	<p>○ 【効果の把握手法】 本事業の効果は、各都道府県が実施する給付型奨学金事業に必要な資金を交付するための交付決定がなされたかどうかで把握する。</p>
9	幼稚園就園奨励費補助事業（拡充）	<p>○ 幼稚園に通う園児をもつ保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに、公私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図り、幼稚園への就園機会の充実を図る。</p> <p>【指標】 第2子以降の保護者負担の軽減【兄弟が小1～小3の場合】</p> <p>【目標】 兄弟が小1～小3の場合、保護者負担は第2子を0.5、第3子以降を0.0に軽減（第1子の保護者負担を1とした場合の第2子以降の負担割合）</p>	<p>△ 基本計画において事業達成年度到来時に必要に応じ事業評価を実施する旨規定（事業達成年度：平成25年度）</p>	<p>○ 【効果の把握手法】 幼稚園費等の経済的負担軽減を希望する人数の割合（内閣府「少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査」等）の増減等により把握</p>
10	教科用特定図書等普及推進事業（拡充）	<p>△ 教育の機会均等の趣旨に則り、障害等の有無にかかわらず児童及び生徒が十分な教育を受けることができる学校教育を推進する。</p> <p>具体的には、多くの児童生徒のニーズに対応した標準規格に基づく拡大教科書等を充実するとともに、ボランティア団体等に提供している教科書デジタルデータの提供仕様を充実することによって、教科用特定図書等を必要とする児童生徒に速やかに、かつ、確実に給与されるよう、教科用特定図書等の普及の更なる促進を図る。</p> <p>【指標】 教科書発行者による標準規格に基づく拡大教科書等の発行状況等 提供データの他用途への転用を防止するためのシステムの整備状況</p> <p>【目標】 教科書発行者による標準規格に基づく拡大教科書等の発行や教科書デジタルデータの提供が促進されることにより、拡大教科書等を必要とする児童生徒に速やかに、かつ、確実に給与されること。</p>	<p>△ 基本計画において事業達成年度到来時に必要に応じ事業評価を実施する旨規定（事業達成年度：平成23年度）</p>	<p>○ 【効果の把握手法】 本事業の効果は、事業後の拡大教科書等の発行状況等について検証することにより把握する。</p>

整理番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
11	義務教育費国庫負担金	<p>○ 義務教育は、国民として必要な基礎的資質を培うものであり、憲法上の国民の権利、義務にかかわるものであって、国は、地方公共団体とともに義務教育にかかる費用を無償にし、国民の教育を受ける権利を保障する義務を負っている。</p> <p>そのため、国は義務教育費国庫負担制度により、義務教育に必要な経費のうち最も重要なものである教職員の給与費について、その3分の1を負担している。</p> <p>このことにより、義務教育に対する国の責任を果たすと同時に、この制度を通じて全国すべての学校に必要な教職員を確保し、都道府県間における教職員の配置基準や給与水準の不均衡をなくし、教育の機会均等と教育水準の維持向上が図られている。</p> <p>【指標】</p> <p>① 各都道府県における公立小・中学校教員定数の充足状況</p> <p>② 理数教科の少人数指導の充実等にかかる加配措置の効果</p> <p>【目標】</p> <p>① 全ての都道府県において、公立小・中学校の教員数が、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「義務標準法」という。）第6条により算定される標準定数を充足する。</p> <p>② 教員定数の加配措置により、新学習指導要領の先行実施に伴う理数教科の少人数指導に対応する。</p>	<p>△ 基本計画において事業達成年度到来時に必要に応じ事業評価を実施する旨規定（事業達成年度：平成22年度）</p>	<p>○ 【効果の把握方法】</p> <p>① 毎年度行っている義務標準法第19条に基づく報告により把握する。</p> <p>② 新学習指導要領の先行実施に伴う理数教科の少人数指導の実施状況について、都道府県に対して調査を行う。</p>
12	TAを活用した学生実験実習の充実支援事業（新規）	<p>△ 大学院生をTA（ティーチング・アシスタント）として雇用し、大学学部等の実験・実習、フィールドワークなど教育活動への参加を促進すること等により、大学の教育研究活動の高度化を図るとともに、優秀な大学院生に対する経済的支援の強化や教育能力の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【指標】</p> <p>○ TAとして雇用される大学院生の人数</p> <p>○ TAとして雇用された学生の進路や意識変化等の状況 など</p> <p>【参考指標】</p> <p>○ 大学の教育研究活動の充実に向けた取組の実施状況（教育支援体制の充実など） など</p> <p>【目標】</p> <p>全国の大学院生（約26万人）の1割を新たにTAとして雇用すること等により、大学の実験・実習、フィールドワーク等の教育活動の充実や、大学院生の将来の教員候補としての「教育」スキルの向上を図るとともに、経済的な理由で大学院進学を断念する優秀な学生を無くすことに寄与する。</p>	<p>△ 基本計画において事業達成年度到来時に必要に応じ事業評価を実施する旨規定（事業達成年度：平成26年度）</p>	<p>○ 【効果の把握方法】</p> <p>採択された大学には、事業期間中及び事業終了後の一定期間、大学院修了者の進路把握や、本事業効果の把握のための学生の追跡調査を必ず実施してもらうこととし、効果を把握する。</p> <p>また、文部科学省において「大学院教育振興施策要綱」（平成18年3月文部科学省）の検証作業を進めていく中で、全国の大学院における各種取組の実施状況等を把握する。</p>

整理番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
13	アジア等における高度産業人材育成拠点支援事業（新規）	<p>△ アジア地域等からの外国人学生を受け入れ、産業界と連携して、アジア等で急速な成長が期待される先端技術分野等で、実践的な教育を提供する取組を重点的に支援し、これによりアジア等における高度産業人材の育成拠点を形成し、アジア等の持続的成長に貢献するとともに、優秀な人材の雇用により我が国経済の国際競争力の強化を図る。</p> <p>【指標】 産業界等と連携した実践的教育の実施状況、修了後の進路先の状況等</p> <p>【目標】 アジア地域等からの外国人学生を受け入れ、産業界と連携して、アジア等で急速な成長が期待される先端技術分野等で、実践的な教育を提供する取組を重点的に支援し、これによりアジア等における高度産業人材の育成拠点を形成し、アジア等の持続的成長に貢献するとともに、優秀な人材の雇用により我が国経済の国際競争力の強化を図る。</p>	<p>△ 基本計画において事業達成年度到来時に必要に応じ事業評価を実施する旨規定（事業達成年度：平成26年度）</p>	<p>○ 【効果の把握方法】 有識者による会議において、指標等を踏まえて、拠点形成から2年又は3年経過後を目的とした中間評価及び事業終了後の評価を実施する。</p>
31	競技者・指導者等のスポーツキャリア形成支援事業（新規）	<p>○ トップレベル競技者・指導者等が、生涯にわたり、社会の各分野で活躍できる基盤の形成を図り、安心して競技活動に専念できる環境を整える。</p> <p>(1) スポーツキャリア大学院プログラム 【指標】 プログラム実施大学が開発した教育プログラムに対する受講生等の関係者の評価 【目標】 スポーツキャリア形成の実践と理論、諸科学を組み合わせた優れた教育プログラムの開発</p> <p>(2) キャリアデザイン支援プログラム 【指標】 教育啓発のためのガイダンスへの参加人数 【目標】 毎年500人にガイダンスを行い、キャリアデザイン等に関する意識を高める。</p> <p>(3) 国際的スポーツ人材養成プログラム 【指標】 養成対象者に対する派遣先の国際スポーツ団体等関係者の評価 【目標】 情報収集・発信能力、国際的なスポーツ政策立案能力が備わった国際的スポーツ人材の養成</p>	<p>△ 基本計画において事業達成年度到来時に必要に応じ事業評価を実施する旨規定（事業達成年度：平成25年度）</p>	<p>○ 【効果の把握手法】 (1) スポーツキャリア大学院プログラム 教育プログラムの受講者等関係者へのアンケート調査等により効果を把握する。 (2) キャリアデザイン支援プログラム ガイダンス参加人数の調査により、量的な面での効果を把握するとともに、参加者に対するアンケートにより、講習内容に関する質的な効果を把握する。 (3) 国際的スポーツ人材養成プログラム 派遣先の国際スポーツ団体の関係者等に対し評価を依頼する。 (4) 企業アスリート支援プログラム 対象となるアスリートからの聴取等</p>

整理番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
		<p>(4) 企業アスリート支援プログラム</p> <p>【指標】 対象となる企業アスリートの競技活動状況、キャリア形成の状況</p> <p>【目標】 我が国の国際競技力を支える企業アスリートが安心して競技活動に専念できる環境を構築する。</p>		
32	子どものための優れた舞台芸術体験事業（新規）	<p>○ 子どもたちが本物の舞台芸術や伝統文化に触れ、子どもたちの芸術を愛する心を育て、豊かな情操を養うとともに、優れた才能の芽を育て、将来の観客層の育成を図る。</p> <p>【指標】 ○ 目標公演数に対する実施公演数の達成状況 ○ 本事業を実施した学校に対するアンケート調査</p> <p>【目標】 ○ 平成24年度までに目標公演数（2,315公演）を達成する。 ○ 本事業を実施した学校を対象にアンケート調査を実施し、その結果をもとに、事業を通じて豊かな感性と創造性を育んだ子どもの割合を高いレベルで維持させる。</p>	<p>△ 基本計画において事業達成年度到来時に必要に応じ事業評価を実施する旨規定（事業達成年度：平成24年度）</p>	<p>○ 【効果の把握手法】 ○ 目標公演数に対する実施公演数の達成状況による。 ○ 本事業を実施した学校に対するアンケート調査による。</p>
33	建造物防災施設等（緊急防災施設耐震改修）（新規）	<p>○ 重要文化財（建造物）は、そのほとんどが木造であり、火災等の災害から守るための設備の整備は必須であるが、地震時にも使用できなければならないことから、消火設備の耐震改修を進める。</p> <p>【指標】 ○ 近畿圏2府4県における消火設備の改修が行われていない重要文化財（建造物）の消火設備の耐震改修実施数</p> <p>【目標】 ○ 近畿圏2府4県における消火設備の改修が行われていない約120件すべての耐震改修を目指す。</p>	<p>△ 基本計画において事業達成年度到来時に必要に応じ事業評価を実施する旨規定（事業達成年度：平成26年度）</p>	<p>○ 【効果の把握手法】 ○ 防災設備の耐震設備について、現地にて確認を行う。</p>
合計		<p>○ = 8 △ = 8</p>	<p>△ = 16</p>	<p>○ = 16</p>

(注) 1 文部科学省の「文部科学省事業評価書—平成22年度新規・拡充事業—」を基に当省が作成した。  
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項」を参照

## 政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書に記載された番号を記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策の名称を記入した。
「得ようとする効果の明確性」欄	<p>政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。</p> <p>得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとする効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「検証を行う時期の特定」欄	<p>事後的検証を予定している場合に、その検証を行う時期を記入した。</p> <p>当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものは、「○」を記入した。事後的検証を行うこととはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものは、「△」を記入した。事後的検証を行うことが明らかにされていないものは、「－」を記入した。</p>
「効果の把握の方法の特定性」欄	<p>事後的検証を予定している場合に、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。</p> <p>政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものは、「○」を記入した。効果の把握の方法が不明確なものは、「△」を記入した。</p>